



# 熊本県公報

第13421号  
令和7年(2025年)  
4月4日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい者支援課)	3
○登録喀痰吸引等事業者の登録	(高年齢者支援課)	3
○介護老人保健施設の廃止	( 〃 )	3
○介護老人保健施設の開設許可	( 〃 )	4
○児童福祉法第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止	(障がい者支援課)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	( 〃 )	4
○児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者としての指定	( 〃 )	4
○児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者としての指定	( 〃 )	5
○児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者としての指定	( 〃 )	5
○児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者としての指定	( 〃 )	5
○児童福祉法第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止	( 〃 )	5
○海岸保全区域の指定(変更)	(農地整備課)	6
○入札及び契約に係る情報の公表方法	(監理課)	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい者支援課)	7
○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢者支援課)	7
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	7
○指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	7
○漁港施設使用料の徴収事務委託	(漁港漁場整備課)	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい者支援課)	8
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	9
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	11
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	11
○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢者支援課)	12
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	12
○指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	12
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	12
○指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	13
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	13
○指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )	13
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	13
○熊本県税のコンビニエンスストア等による収納事務委託	(税務課)	13
○道路の供用開始	(道路保全課)	14
○道路の供用開始	( 〃 )	14
○道路の供用開始	( 〃 )	15
○道路の区域変更	( 〃 )	15
○道路の区域変更	( 〃 )	15
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい者支援課)	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	( 〃 )	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	( 〃 )	16

- くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめい  
かに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量……………（水産振興課） 17
- 公 告**
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知のあて所不  
明者に係る当該通知の掲示……………（森林保全課） 17
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知のあて所不  
明者に係る当該通知の掲示……………（ 〃 ） 18
- 公共測量の実施……………（監理課） 18
- 公共測量の終了……………（ 〃 ） 18
- 益城台地東土地画整理組合の理事の氏名及び住所の届出に  
ついて……………（都市計画課） 18
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………（担い手支援課） 19
- 公共測量の終了……………（監理課） 19
- 土地改良区の定款変更の認可……………（農村計画課） 19
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 19
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 20
- 県営土地改良事業計画の決定……………（農村計画課） 20
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 20
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 20
- 公共測量の終了……………（監理課） 20
- 登 載 依 頼**
- 熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程……………（選挙管理委員会） 21
- 定時登録における直接請求の連署基準数……………（ 〃 ） 21
- 定時登録における直接請求の連署基準数……………（ 〃 ） 21
- 令和6年3月24日執行熊本県知事選挙における選挙運動費  
用収支報告書の一部訂正に伴う要旨の公表……………（ 〃 ） 22
- 熊本県選挙管理委員会が保有する保有個人情報の開示等に關  
する規程の一部を改正する規程……………（ 〃 ） 23
- 政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放  
送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数  
……………（ 〃 ） 23
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1に係  
る一般競争入札の落札者等の決定……………（学校人事課） 24
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2に係  
る一般競争入札の落札者等の決定……………（ 〃 ） 24
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3に係  
る一般競争入札の落札者等の決定……………（ 〃 ） 25
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4に係  
る一般競争入札の落札者等の決定……………（ 〃 ） 25

**告 示**

**熊本県告示第268号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー  
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
株式会社Cruto	訪問看護ステー ションCruto 山 鹿	山鹿市方保田3 494番地2	令和7年 (2025 年)4月1 日	訪問看護

**熊本県告示第269号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防  
サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示  
する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社Cruto	訪問看護ステーションCruto 山鹿	山鹿市方保田3494番地2	令和7年(2025年)4月1日	介護予防訪問看護

**熊本県告示第270号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
地域共生型デイサービス そよ風の森 上益城郡山都町今500番地	有限会社ひまわり・コーポレーション 上益城郡山都町浜町259番地20 安永 幸二郎	生活介護	令和7年(2025年)4月1日

**熊本県告示第271号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人 千寿会 下益城郡美里町二和田字下原1233番地	小規模多機能悠優みふね 上益城郡御船町大字陣1999番地1	431100467	令和7年(2025年)3月25日	小規模多機能型居宅介護
社会福祉法人 千寿会 下益城郡美里町二和田字下原1233番地	コミュニティハウス 悠優みふね 上益城郡御船町大字陣1999番地1	431100468	令和7年(2025年)3月25日	有料老人ホーム

**熊本県告示第272号**

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定による介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2の規定により公示する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木村 敬

施設の名称及び所在地	開設者の名称	廃止届受理年月日	サービスの種類
介護老人保健施設臥龍園 天草郡苓北町富岡3273番地2	医療法人弘仁会	令和7年(2025年)3月25日	介護老人保健施設

**熊本県告示第273号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設を次のとおり許可したので、同法第104条の2の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

（介護老人保健施設）

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設 臥龍園 天草郡苓北町富岡3273番地2	医療法人一陽会	令和7年（2025年） 4月1日

**熊本県告示第274号**

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ピースセカンド 宇土市旭町15 1-4	株式会社L I B 宇土市栄町14番 地4 池尻 千尋	令和7年（2 025年）3 月31日	435230 0224	指定放課後 等デイサー ビス

**熊本県告示第275号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
木ごころワーク 上益城郡山都町新小88 6番地	株式会社キゴコロ 上益城郡山都町南田36 番地1 山田 雄太	就労継続支援B型	令和7年（20 25年）4月1 日

**熊本県告示第276号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
親子ルームc o c o k a r a ス テップ児童発達 支援事業所 上益城郡御船町 大字辺田見13 70-3	合同会社リナス 上益城郡益城町古 閑41番地7 池上 徹	令和7年（2 025年）4 月1日	435140 0306	指定児童発 達支援

**熊本県告示第277号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
保育所等訪問支援事業所 りとる 天草市浜崎町18-17ヴィラローザ207	株式会社もとこども 天草市浜崎町18-17ヴィラローザ207 釜 文	令和7年（2025年）4月1日	435300 0237	指定保育所等訪問支援

**熊本県告示第278号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
リハビリセンターHAL 宇城市松橋町松橋1101-2 モビリエコート1階	合同会社REALIZE 宇城市小川町北新田143番地10 船田 幸一郎	令和7年（2025年）4月1日	435270 0266	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第279号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ピースサード 宇土市栄町134-1 2階	株式会社LIB 宇土市栄町14番地4 池尻 千尋	令和7年（2025年）4月1日	435230 0265	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第280号**

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
リハトレクラブ sante 天草市太田町2 0-1 1F	株式会社リハビリ テーションコムラ ッド 天草市川原町7番 29-3号 小川 知己	令和7年(2 025年)3 月31日	435300 0138	指定保育所 等訪問支援

**熊本県告示第281号**

昭和33年(1958年)5月30日熊本県告示第334号(海岸法第三条の規定に基づく海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木 村 敬

農林省農地局所管の表有明海の部玉名横島の項を次のように改める。

玉名横島	区域の位置	玉名市横島町横島字大豊、横島町共栄字新栄、昭栄、大浜町字大栄、末広地先 海岸堤防延長 10,095.73m 起点 玉名市横島町横島5514番地地先堤防、大開樋門の北方248.80mの地点 終点 玉名市大浜町4523の2番地地先有明開樋門右側々壁の地点
	陸域側境界	堤防外法尻基部から潮遊池(排水路)内堤内法尻まで
	水域側境界	堤防外法尻基部から海面500mの地点まで ただし、唐人川流域は河川の中心線まで
	保全区域	陸域側境界線と水域側境界線とに挟まれた区域

**熊本県告示第282号**

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条第3項(同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 インターネットを利用して閲覧に供する方法  
熊本県ホームページ(<https://www.pref.kumamoto.jp/>)及び熊本県入札情報公開サービスシステム(<http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/koukaisystem.html>)において公表する。
- 2 閲覧所を設けて閲覧に供する方法  
次に掲げる閲覧所において公表する。
  - (1) 熊本県庁行政棟本館情報プラザ内(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)
  - (2) 熊本県県央広域本部総務部総務課内(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)
  - (3) 熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課内(宇城市松橋町久具400番1号)
  - (4) 熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課内(上益城郡御船町辺田見396番1号)
  - (5) 熊本県県央広域本部上益城地域振興局土木部総務出納課内(上益城郡山都町下馬尾265番地)
  - (6) 熊本県県北広域本部総務部総務課内(菊池市隈府1272番10号)
  - (7) 熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課内(玉名市岩崎1004番1号)
  - (8) 熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課内(山鹿市山鹿1026番3号)
  - (9) 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課内(阿蘇市一の宮町宮地2402番地)
  - (10) 熊本県県南広域本部総務部総務課内(八代市西片町1660番地)
  - (11) 熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課内(葦北郡芦北町芦北2670番地)
  - (12) 熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課内(人吉市西間下町86番1号)
  - (13) 熊本県天草広域本部総務部総務振興課内(天草市今釜新町3530番地)

熊本県告示第283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
なかま 宇城市小川町新田出28 8-2	一般社団法人つながる 宇城市豊野町中間43番 地 山野井 政一	就労継続支援B型	令和7年(20 25年)4月1 日

熊本県告示第284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
k u m a c o m e d i 合同会社	訪問看護ステーション にこつと	人吉市西間上町 1011	令和7年 (2025 年)4月1 日	訪問看護

熊本県告示第285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
k u m a c o m e d i 合同会社	訪問看護ステーション にこつと	人吉市西間上町 1011	令和7年 (2025 年)4月1 日	介護予防訪問看護

熊本県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社鈴かぜ	訪問看護事業所 J u s t A s	八代市豊原中町 2851番地	令和7年 (2025 年)4月1 日	訪問看護

熊本県告示第287号

熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）第15条第1項に規定する使用

料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第2項の規定により告示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

1 委託の相手方

漁 港 名	委託を受けた者の名称	委託を受けた者の事務所の所在地
塩屋漁港	河内漁業協同組合	熊本市西区河内町船津2222-11
赤瀬漁港	網田漁業協同組合	宇土市長浜町508番地5
郡浦漁港	三角町漁業協同組合	宇城市三角町三角浦1160番地153
合串漁港	津奈木漁業協同組合	葦北郡津奈木町福浜3496番地12
丸島漁港	水俣市漁業協同組合	水俣市丸島町2丁目8番1号
鳩之釜漁港	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
樋合漁港	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
佐伊津漁港	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
二江漁港	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
富岡漁港	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
大江漁港	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
大多尾漁港	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合	天草市倉岳町宮田1372番地8
御所浦漁港	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号
下桶川漁港	樋島漁業協同組合	上天草市龍ヶ岳町樋島3479番地2
牛深漁港	天草漁業協同組合	天草市港町10番19号

2 委託した公金事務

使用料の徴収

3 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日

令和7年（2025年）3月25日

4 当該公金事務を行うことができる期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

熊本県告示第288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ファームここから 菊池市七城町蘇崎1742	一般社団法人ファームここから 菊池市七城町蘇崎1742 緒方 洋	就労継続支援B型	令和7年（2025年）4月1日

熊本県告示第289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
乙ヶ瀬	南阿蘇村長野	別図1のとおり	土石流
立野1	南阿蘇村立野	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
東下田2	南阿蘇村河陽	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第290号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
重水2	南阿蘇村河陰	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
重水1	南阿蘇村河陰	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
沢津野	南阿蘇村河陽	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
長野5	南阿蘇村長野	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
長野6	南阿蘇村長野	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
三王谷川3	南阿蘇村長野	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
堀渡	南阿蘇村河陰	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
黒川13	南阿蘇村河陽	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
河陽1	南阿蘇村河陽	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
河陽2	南阿蘇村河陽	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
河陽3	南阿蘇村河陽	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
立野2	南阿蘇村立野	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
立野3	南阿蘇村立野	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

立野4	南阿蘇村立野	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
立野5	南阿蘇村立野	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
黒川14	南阿蘇村河陽	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
黒川15	南阿蘇村河陽	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
黒川16	南阿蘇村河陽	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
栃木6	南阿蘇村河陽	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
乙ヶ瀬1	南阿蘇村長野	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
乙ヶ瀬2	南阿蘇村長野	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
喜多1	南阿蘇村河陽	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
喜多2	南阿蘇村河陽	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
川後田3	南阿蘇村河陽	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
川後田4	南阿蘇村河陽	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
川後田5	南阿蘇村河陽	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
川後田6	南阿蘇村河陽	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
長野1	南阿蘇村長野	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
東下田1	南阿蘇村河陽	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
東下田3	南阿蘇村河陽	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
東下田4	南阿蘇村河陽	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
東下田5	南阿蘇村河陽	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
黒川17	南阿蘇村河陽	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
乙ヶ瀬7	南阿蘇村長野	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
乙ヶ瀬8	南阿蘇村長野	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
乙ヶ瀬9	南阿蘇村長野	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
乙ヶ瀬10	南阿蘇村長野	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
東下田6	南阿蘇村河陽	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

(別図1から別図38までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県

北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第291号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滑川3	南阿蘇村河陰	別図1のとおり	土石流
滑川4	南阿蘇村河陰	別図2のとおり	土石流
見瀬4	南阿蘇村河陰	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。）

**熊本県告示第292号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
滑川2	南阿蘇村河陰	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
滑川5	南阿蘇村河陰	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
高城山川1	南阿蘇村河陰	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
高城山川2	南阿蘇村河陰	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
高城山川3	南阿蘇村河陰	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
高城山川4	南阿蘇村河陰	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
柏野	南阿蘇村河陰	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
見瀬1	南阿蘇村河陰	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
見瀬2	南阿蘇村河陰	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
見瀬3	南阿蘇村河陰	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

八里木2	南阿蘇村河陰	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
午王谷1	南阿蘇村河陰	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
午王谷2	南阿蘇村河陰	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

(別図1から別図13までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第293号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 天龍会	すずらん流荘	八代市豊原下町 4 1 1 5 番地	令和7年（2025年）4月1日	特定施設入居者生活介護

**熊本県告示第294号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 天龍会	すずらん流荘	八代市豊原下町 4 1 1 5 番地	令和7年（2025年）4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

**熊本県告示第295号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 千寿会	コミュニティハウス悠優みふね	上益城郡御船町 陣1999番地 1	令和7年（2025年）4月1日	特定施設入居者生活介護

**熊本県告示第296号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 千寿会	コミュニティハウス悠優みふね	上益城郡御船町 陣1999番地 1	令和7年（2025年）4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

**熊本県告示第297号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 共生	特定施設入居者生活介護はあとふる	上益城郡山都町 馬見原791-4	令和7年（2025年）4月1日	特定施設入居者生活介護

**熊本県告示第298号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 共生	特定施設入居者生活介護はあとふる	上益城郡山都町 馬見原791-4	令和7年（2025年）4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

**熊本県告示第299号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 ましき苑	養護老人ホーム花へんろ外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所	上益城郡益城町 馬水45番3	令和7年（2025年）4月1日	特定施設入居者生活介護

**熊本県告示第300号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 ましき苑	養護老人ホーム花へんろ外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所	上益城郡益城町 馬水45番3	令和7年（2025年）4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

**熊本県告示第301号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり県税に係る徴収金の収納の事務を委託することとしたので、同条第2項及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第28条の2の規定により告示する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木 村 敬

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	収納事務の取りまとめ	令和7年(2025年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8	直営店舗及び加盟店舗における収納事務	同上
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目1番21号	同上	同上
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地の1	同上	同上
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における収納事務	同上

熊本県告示第302号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)4月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	新合高浜港線	天草市天草町大字高浜北字貢 5294番1地先から 同所 5294番1地先まで	8.6	災害復旧工事

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)4月4日

熊本県告示第303号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)4月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	都呂々宮地岳線	天草郡苓北町大字都呂々字涼松 5618番1地先から 同所 5618番1地先まで	17.1	災害復旧工事

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)4月4日

熊本県告示第304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)4月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木村敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草市本町大字本字平尾 3687番6地先から 同所 3687番6地先まで	11.5	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)4月4日

熊本県告示第305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年(2025年)4月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木村敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字宮浦字小ケ倉 192番2地先から	前	12.0 ～ 32.0	498.9	旧道移 管
				3.9 ～ 33.0		
		葦北郡芦北町大字宮浦字大丸 569番1地先まで	後	12.0 ～ 32.0	498.9	

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)4月4日

熊本県告示第306号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年(2025年)4月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木村敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	田浦港線	葦北郡芦北町大字小田浦字和田 3335番15地先から	前	12.4 ～ 25.9	209.0	旧道移 管
				5.2 ～ 9.8		
		同所 3353番6地先まで		12.4	160.7	

			後	～ 25.9	209.0
		葦北郡芦北町大字小田浦字和田 3360番1地先から	前	8.6 ～ 19.5	183.0
		同所 3344番23地先まで		5.1 ～ 12.9	108.0
			後	8.6 ～ 19.5	183.0

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)4月4日

**熊本県告示第307号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障害者支援センター希望ヶ丘学園 人吉市蟹作町字西並木1 12番地	社会福祉法人人吉市社会福祉事業団 人吉市蟹作町字西中通211番地1 前村 勝成	生活介護	令和7年 (2025年)4月 1日

**熊本県告示第308号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
さくらワーク菊水 玉名郡和水町下津原字山田3955番地1	社会福祉法人博心会 玉名市繁根木203番地1 渡邊 太朗	生活介護	令和7年 (2025年)4月 1日

**熊本県告示第309号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
デイサービスセンター愛愛やっちろ 八代市上野町3702番地1	有限会社トモロー企画 福岡県宗像市陵巖寺二丁目29番1号 片山 大嗣	生活介護	令和7年(2025年)4月1日

熊本県告示第310号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」及び「するめいか」に関する令和7管理年度（令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、公表する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木村 敬

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和7管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	22.7トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 25.2トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分	16.5トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 18.3トン

第3 するめいか

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県するめいか知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

公 告

熊本県公告第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を小国町役場に掲示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木村 敬

1 所在の不明な者の氏名

- 梶原 ヨシ子、皇太神宮、穴井 乙安、穴井 三千治、穴井 千鶴夫、穴井 次雄、
- 穴井 常喜、穴井 典子、穴井 政行、石田 久雄、一宮 正憲、大塚 保幸、加賀 俊子、
- 茂喜、加賀 茂作、河津 一郎、河津 静夫、河津 昭五、河津 敏喜、河津 信語、築瀬 一、
- 河津 政徳、河津 義一、児玉 充夫、佐藤 實、波多野 六男、築瀬 信語、穴井 隆雄、穴井 武雄、穴井 之、
- 忠助、秋吉 兼男、秋吉 ツルヨ、跡田 久勝、穴井 明美、穴井 勝基、穴井 隆雄、穴井 武雄、穴井 之、
- 穴井 貞子、穴井 貞義、穴井 薨、穴井 嶋三郎、穴井 隆雄、穴井 武雄、穴井 武雄、穴井 武雄、
- ナカ、穴井 ハスヨ、穴井 正博、穴井 美智子、穴井 ヨシノ、穴井 リキヨ、阿南 一、
- 親夫、石松 守、岩本 静雄、上野 辨吉、宇都宮 秋子、宇都宮 厚、宇都宮 友美、宇都宮 賀初、
- 利、宇都宮 忠、宇都宮 司、宇都宮 利夫、宇都宮 富生、宇都宮 友美、宇都宮 友美、宇都宮 賀初、
- 長吉、宇都宮 敦、フサ、宇都宮 正己、宇都宮 安男、梅木 亀鶴、小野 松延、河津 延雄、河津 延雄、
- 昌人、河津 敦子、河津 自然、河津 トヨ子、河津 直美、河津 直美、河津 直美、河津 直美、
- 義、河津 好男、河津 龍介、河津 龍介、河津 龍介、河津 龍介、河津 龍介、河津 龍介、河津 龍介、
- 幸男、児玉 静二、児玉 範俊、後藤 千太、佐々木 マツエ、佐藤 一男、佐藤 一男、
- 次雄、佐藤 久男、佐藤 亘、鎗水 恒徳、高野 幸代、高野 是幸、高野 是幸、高野 是幸、
- 田原 一重、時松 彰、時松 武兵、時松 近、時松 続、時松 保雄、長谷部 子、甲昭、
- 子、長谷部 諷、長谷部 弘、長谷部 研、長谷部 康雄、長谷部 康雄、長谷部 康雄、長谷部 康雄、
- 子、宮崎 五郎、宮崎 三枝、村上 五郎、村田 角次、室原 知子、室原 知彦、室原 知彦、
- 室原 博子、室原 基樹、室原 義吉、吉崎 繁人、渡辺 今伊、渡辺 今伊、渡辺 今伊、渡辺 今伊、
- 孝、穴見 子エ、北里 昭、北里 昭、北里 昭、北里 昭、北里 昭、北里 昭、北里 昭、
- 河津 政喜、江田 泉、室原 亥、秋吉 利子、安心院 昭、上野 菊雄、大谷 士、
- 子、秋吉 雅博、秋吉 美沙子、秋吉 利子、安心院 昭、上野 菊雄、大谷 士、
- 大塚 政宏、合原 良之助、児玉 睦雄、高野 利男、室原 七郎、室原 是賢、室原 是賢、

穰、森下 覚恵、森下 莫、森下 春子、森下 英明、森下 美良、森下 政明、森下 良子、伊東 又男、北里 義光、河津 平五郎、河津 政吉、河津 小市、河津 勝五郎

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和7年(2025年)3月6日付け農林水産省告示第352号から第354号による。

熊本県公告第203号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を小国町役場に掲示する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木村 敬

1 所在の不明な者の氏名

穴井 和市、佐藤 作三、村瀬 フミエ

2 通知の趣旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和7年(2025年)1月7日付け熊本県告示第1号による。

熊本県公告第204号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により益城町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(復旧測量(3級基準点測量、4級基準点測量))	令和7年(2025年) 3月24日から 令和7年(2025年) 5月30日まで	上益城郡益城町大字惣領地内

熊本県公告第205号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宇城市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(デジタル撮影)	令和6年(2024年) 5月29日から 令和7年(2025年) 3月13日まで	宇城市全域

熊本県公告第206号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により益城台地東土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木村 敬

氏名	住所
岩村 久雄	上益城郡益城町大字赤井1951番地
福永 力三	熊本市東区佐土原一丁目3番15号
黒川 慶文	上益城郡益城町大字惣領1247番地
鎌田 昭	上益城郡益城町大字惣領1262番地
宮崎 勝信	上益城郡益城町大字惣領1440番地10ルミナス103号

木村 範行	上益城郡益城町大字惣領1737番地
片岡 義丸	上益城郡益城町大字惣領1086番地4
福島 俊美	上益城郡益城町大字福富730番地
野田 祐士	上益城郡益城町大字木山472番地
田端 龍一	上益城郡益城町大字福富585番地17 サンリッチT2番館202号

**熊本県公告第207号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を行う者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
河添 みよ子	熊本市	熊本市東区秋津町沼山津字長田2321
渡邊 民雄	熊本市	熊本市南区銭塘町字有吉開3666-1ほか 3筆 〔一時利用地〕 熊本市南区銭塘町字築添19-3

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
高木 講治	熊本市	熊本市東区秋津町沼山津字奥分2837ほか 1筆

2 認可年月日

令和7年（2025年）3月26日

**熊本県公告第208号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県県南広域本部球磨地域振興局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量及び水準測量等）	令和6年（2024年） 10月18日から 令和7年（2025年） 3月14日まで	球磨郡湯前町上猪他

**熊本県公告第209号**

球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区理事長岡村文明から令和7年（2025年）3月14日付けで申請のあった定款の変更については、令和7年（2025年）3月27日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

**熊本県公告第210号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県知事 木 村 敬

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡益城町大字寺迫字灰塚ノ前1324番2及び同1324番4  
413.24平方メートル  
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市北区龍田一丁目11番45号クレールフラワー101  
青木 佳彦

**熊本県公告第211号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字西海道2083番6、同2084番1、同2084番4の一部及び同2084番6  
2,349.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
東京都品川区大崎一丁目11番2号  
株式会社ローソン

**熊本県公告第212号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、県営芦北第一地区土地改良事業(農用地の保全)の計画を定めたので、同条第4項で準用する同法第87条第5項の規定により公告し、計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営芦北第一地区土地改良事業(農用地の保全)計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和7年(2025年)4月7日から令和7年(2025年)5月7日まで
- 3 縦覧場所  
芦北町役場

**熊本県公告第213号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字杉水字西原561番1及び同561番2  
6,749.43平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
兵庫県西宮市西宮浜二丁目8番地  
KURAMOTOホールディングス株式会社

**熊本県公告第214号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字久保田字前田1315番3、同1316番、同1317番、同1318番、同1319番、同1320番2及び同1321番2並びに水路の一部  
3,491.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市中央区水前寺二丁目1番28号  
株式会社タウン開発

**熊本県公告第215号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のとおり公共測量の実施

を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(空中写真測量)	令和6年(2024年) 8月13日から 令和7年(2025年) 3月14日まで	小国町

**登載依頼**

**熊本県選挙管理委員会告示第8号**

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島 剛一

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程  
熊本県公職選挙執行規程(平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。

- 第30条第1項第1号から第3号までを次のように改める。
- (1) 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項の介護老人保健施設及び同条第29項の介護医療院をいう。)で、おおむね50人以上を入所させるに足る施設を有するもの
  - (2) 老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3の老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条第1項の有料老人ホームをいう。)で、入所定員がおおむね50人以上の規模を有するもの。ただし、特別養護老人ホームにあっては、30人以上の規模を有するものとする。
  - (3) 前号本文の規模を有する身体障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。)
- 第30条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。
- (4) 保護施設(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第1号の救護施設及び同項第2号の更生施設をいう。)で、第2号本文の規模を有するもの
- 附 則  
この規程は、令和7年4月4日から施行する。

**熊本県選挙管理委員会告示第9号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島 剛一

その総数の50分の1 28,453  
 その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 277,828

**熊本県選挙管理委員会告示第10号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県選挙管理委員会委員長 高島 剛一

その総数の3分の1の数  
 選挙区名  
 熊本市第二選挙区 61,200

八代市・八代郡選挙区	36,126
人吉市選挙区	8,391
荒尾市選挙区	13,798
水俣市選挙区	6,242
玉名市選挙区	17,352
天草市・天草郡選挙区	22,486
山鹿市選挙区	13,590
菊池市選挙区	12,762
宇土市選挙区	9,981
上天草市選挙区	6,908
宇城市・下益城郡選挙区	18,237
阿蘇市選挙区	6,767
合志市選挙区	16,819
玉名郡選挙区	10,578
菊池郡選挙区	20,929
阿蘇郡選挙区	9,684
上益城郡選挙区	23,098
葦北郡選挙区	5,563
球磨郡選挙区	13,687
その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	136,675

熊本県選挙管理委員会告示第11号

令和6年3月24日執行熊本県知事選挙における公職の候補者木村敬の出納責任者星子昭宇から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき提出された選挙運動に関する収支報告書の訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、令和6年（2024年）8月2日熊本県選挙管理委員会告示第25号（令和6年3月24日執行熊本県知事選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年3月24日執行熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 34,242,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	木村 敬	所属党派	無所属	期 間	2月13日から 4月4日まで	第1回分
出納責任者氏名	星子 昭宇					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 家	件 屋	費
くまもと新時代の会	政治団体	4,900,000				4,015,000
自由民主党本部	政党	2,000,000				3,594,005
自由民主党熊本県支部連合会	政党支部	1,100,000				641,770
星子 昭宇	無職	170,000		通 交	信 通	費
杉野 正子	主婦	120,000		印 刷	費	1,007,052
平井 ミキ	会社員	120,000		広 文	費	1,945,183
東 真功	会社員	150,000		食 糧	費	0
近藤 昌代	無職	140,000		休 雑	費	2,139,160
本田 昌平	会社員	170,000				2,409,230
吉津 暢章	会社員	160,000				18,997
小野 晃嗣	会社員	170,000				265,395
隈部 祐介	会社員	120,000				376,000
栗崎 翔	会社員	140,000				767,621
松本 雄一	会社員	170,000				
甲斐 大樹	会社員	70,000				
星子 三郎	無職	160,000				
星子 千幸	無職	140,000				
大杉 研至	農業	60,000				
笹岡 ゆき	無職	60,000				
星子 文	自営業	30,000				
安藤 照美	無職	30,000				
その他の寄附	53件	365,100				
その他の収入		3,000,000				
今 回 計		13,545,100		今 回 計		13,585,408
前 回 計		0		前 回 計		0
総 計		13,545,100		総 計		13,585,408
支出のうち公費負担相当額	ポスター作成費			938,000円		
	ビラ作成費			727,900円		
	計			1,665,900円		

報告書受理年月日	令和6年4月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

熊本県選挙管理委員会告示第12号

熊本県選挙管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年(2025年)4月4日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

熊本県選挙管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県選挙管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程(令和5年熊本県選挙管理委員会告示第21号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「健康保険被保険者証」及び「健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)を」の次に「提示し、又は」を加える。

別記第15号様式中「健康保険被保険者証」及び「健康保険の被保険者証」を削り、「資格を証明する書類(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)を」の次に「提示し、又は」を加える。

別記第23号様式中「健康保険被保険者証」及び「健康保険の被保険者証」を削り、「法定代理人による」を「代理人による」に改め、「資格を証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、)を」の次に「提示し、又は」を加える。

附 則

- この規程は、告示の日から施行する。
- この規程の施行の際現に改正前の本県選挙管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の本県選挙管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。

熊本県選挙管理委員会告示第13号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定

に基づき、第51回衆議院議員総選挙の熊本県内の小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定める。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

選挙名	届出候補者の数	区 分	基幹放送事業者	回数
第51回衆議院議員総選挙	1人又は2人	テレビジョン放送	熊本朝日放送株式会社	1回
		ラジオ放送	株式会社エフエム熊本	1回
	3人又は4人	テレビジョン放送	株式会社熊本県民テレビ	1回
			熊本朝日放送株式会社	1回
		ラジオ放送	株式会社エフエム熊本	1回

**熊本県教育委員会公告第19号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

熊本県教育長 白 石 伸 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年（2025年）3月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社V-Power  
東京都港区港南二丁目10番9号
- 5 落札金額  
129,310,903円（うち消費税及び地方消費税額11,755,536円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和7年（2025年）1月21日

**熊本県教育委員会公告第20号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

熊本県教育長 白 石 伸 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年（2025年）3月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社V-Power  
東京都港区港南二丁目10番9号
- 5 落札金額  
158,434,230円（うち消費税及び地方消費税額14,403,111円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和7年（2025年）1月21日

**熊本県教育委員会公告第21号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年（2025年）3月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社V-Power  
東京都港区港南二丁目10番9号
- 5 落札金額  
141,269,571円（うち消費税及び地方消費税額12,842,688円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和7年（2025年）1月21日

**熊本県教育委員会公告第22号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年（2025年）4月4日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年（2025年）3月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社V-Power  
東京都港区港南二丁目10番9号
- 5 落札金額  
90,746,758円（うち消費税及び地方消費税額8,249,705円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和7年（2025年）1月21日